

学校いじめ防止基本方針

蒲郡市立蒲郡中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どこにでも誰にでも起こり被害者にも加害者にもなりうるものと認識しなくてはならない。そして、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。こうした考えを基に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で組織的、継続的に取り組まなければならない。

学校は、生徒が教職員や仲間との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場、居心地のよい場でなくてはならない。私たちは、『蒲郡市いじめ防止基本方針』に基づき、いじめを生まない学校にするために、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いのよさを認め合う人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組む。生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりこそが、いじめ防止の最善策と考える。

2 いじめ防止対策組織

生徒指導委員会・いじめ不登校対策委員会を設置し、いじめ発生の心配やささいな兆候、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学年主任、スクールカウンセラー等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価を活用し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、現状と改善策を吟味、検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で共通理解する。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析し、効果のあるいじめ防止対策を検討する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ発生時、あるいは疑いのある情報を得たときは、事実に基づき適切なメンバーを組織し対応を検討する。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・いじめが解消したと判断した後も、継続的な指導・支援が行われているかを把握する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1） いじめの未然防止に向けた取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いによさを認め合い、共に成長できる学級づくりを進める。

イ 個の学びを柱とした自己存在感が味わえる授業づくりを通して、共に認め合い支え合える人間関係を構築する。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育を充実させるとともに、体験活動を推進し、命を大切にし、相手を思いやる心を醸成する。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ア 日々、生徒の様子をとらえることに努める。(対話・生活記録ノート・保護者との情報交換など)
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年4回以上)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。特に配慮が必要な生徒(障がい、LGBTなど)について留意する。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら生徒指導委員会・いじめ不登校対策委員会を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ いじめの解消は、3か月以上いじめが止まっており、かつ本人が心身の苦痛を感じていない状態ととらえ、それまで継続的に対応する。
- オ 教職員の共通理解を図り、保護者の理解・協力を求め、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめの発生した集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」に基づき、「重大事態対応フロー図」に沿って対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、生徒指導委員会・いじめ不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

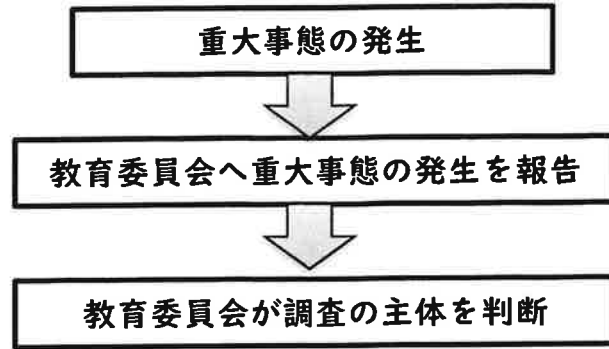
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、効果のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による評価及び保護者への学校評価アンケート(2月)を実施し、生徒指導委員会・いじめ不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布し、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業前にいじめ防止に向けての指導を行い、休業後の調査からその後の指導を検討する。

重大事態対応フロー図



学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校に重大事態の調査組織を設置する

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施する

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切に情報を提供する

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告する

- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置をする

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。